

障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

令和8年度下期に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和8年9月25日

事務局提出資料

1. 令和8年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書【第6.0版】を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	補装具費支給決定情報の障害福祉DBへの連携対応の検討	制度改正	2頁	令和9年1月 ※No.2の検討状況により令和9年3月の可能性がある
2	令和9年度報酬改定に向けた対応の検討	制度改正	3頁	
3	一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討	制度改正以外	4－5頁	

※1 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。

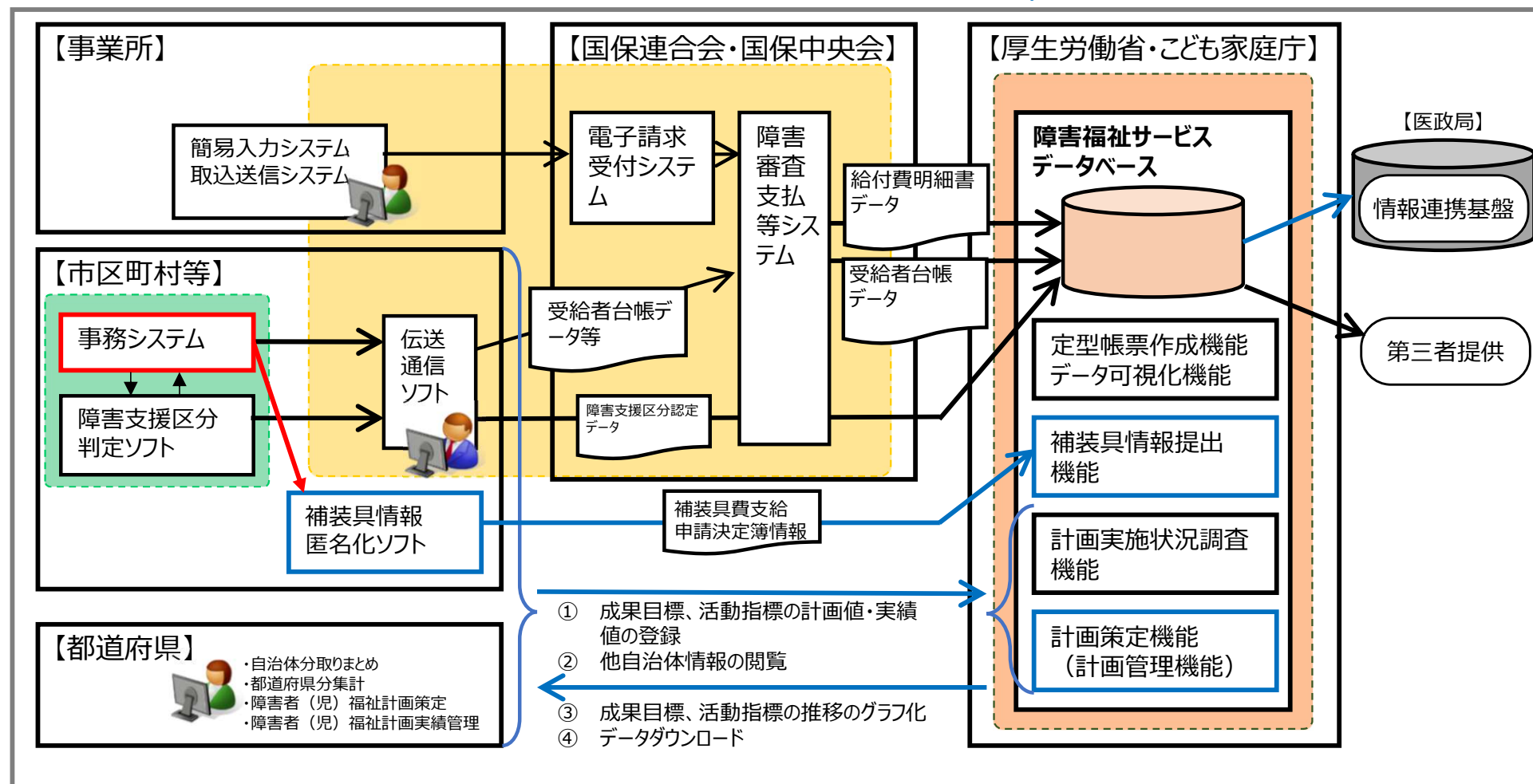
2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「補装具費支給決定情報の障害福祉DBへの連携対応の検討」は、令和10年度以降に補装具費支給決定情報を第三者提供できる仕組みを構築することが検討されており、そのために自治体から補装具費支給決定情報を障害福祉DBへ連携する必要があることから、必要となる機能等について標準仕様書の見直しを予定しています。

■ 障害福祉DBデータの流れ（令和9年度末想定）

→: 既存のデータフロー

→: 令和9年度整備予定(障害福祉DB改修等作業)



【出典】 令和9年度各部局の概算要求参考資料「令和9年度概算要求の概要(障害保健福祉部)」 一部改変

3. 検討論点2の概要について

- 検討論点2「令和9年度報酬改定に向けた対応の検討」は、「第55回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（令和8年4月28日開催）の「資料5 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方について（案）」に示されるスケジュールを踏まえ、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方(案)

- 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。

令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月以降
・令和9年度報酬改定の検討開始			・関係団体ヒアリング	・関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理	・各サービスの報酬等の在り方について検討		・サービス横断的な報酬等の在り方について検討	・報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ 令和9年度政府予算編成		・障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ	・関係告示の改正、通知等の発出	・改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

・令和8年11月の検討内容及び12月の取りまとめ内容により、標準仕様書への影響を調査する予定です。

・その後、令和9年2月の報酬改定案により、標準仕様書への影響を調査する予定です。

- ・調査により、標準仕様書に影響がある場合は、令和9年3月改定の可能性も含めて検討する予定です。

※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

1

【出典】 第55回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和8年4月28日）「資料5 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方について（案）」

4. 検討論点3の概要について(1/2)

- 検討論点3「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討」は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和9年度末までに所要の検討を行うとされていることを踏まえて、一部機能の経過措置となった対象機能等についての検討を予定しています。

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2. (5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

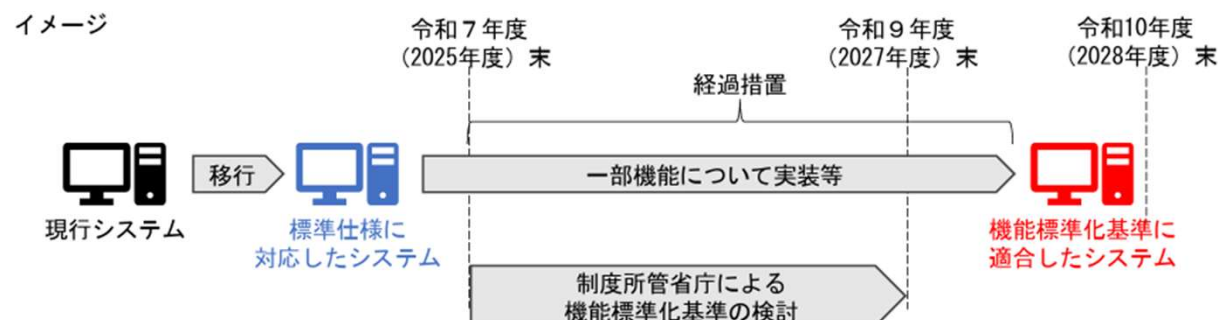
- また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

具体的な検討方針（案）については、次頁以降のとおりです。



【出典】 デジタル庁ホームページ「標準準拠システム移行後の経過措置(一部機能の移行後の実装等)について」

4. 検討論点3の概要について(2/2)

- 障害者福祉に関する一部機能経過措置の対象機能等は、**未実装機能209件、未実装帳票10件、残存機能33件、残存帳票126件**となっています。未実装機能及び未実装帳票は、実装必須とされている機能及び帳票のうち、実装するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものであり、残存機能及び残存帳票は、ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む実装不可機能のうち、削除するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものです。これらの対象機能等について、標準化基準上の取扱いに係る検討に資するよう、事務局において以下のイメージで分類化し、対応方針(案)を示す予定です。

経過措置対応（未実装機能）														事務局整理							
ベンダからの基本情報														未実装機能						事務局整理	
No.	業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	機能	機能要件	当該機能の開発・実装が時間的に困難な理由	自治体の事務運用への影響の有無	データ項目	データ要件に対する具体的な影響	連携	連携要件に対する具体的な影響	分類	対応方針（案）								
122	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市	当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。	0220553	「障害児福祉手当支給明細書」、「特別障害者手当支給明細書」、「福祉手当支給明細書」をEUC機能を利用して作成すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしています。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない状況です。	従前のシステムでは未実装ですが運用出来ており、ケースとしては多くないものと考えられるため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではありません。	なし	なし	なし	なし	分類1	分類1であるため、3年の経過措置で実装することとし、標準仕様書の見直しは行いません。								

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の疑義によるもの
【分類3】その他

経過措置対応（未実装帳票）

10 件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの

【分類2】要件上の疑義によるもの

【分類3】その他

ベンダからの基本情報				未実装機能					事務局整理	
No.	業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	帳票ID	帳票名称	当該帳票要件への対応が時間的に困難な理由	自治体の事務運用への影響の有無	関連する機能ID	分類	対応方針（案）
1	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市	当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。	0220064	05.国制度手当 ■帳票詳細要件 03■ 「再認定通知書」	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしています。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該帳票の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない状況です。	従前のシステムでは未実装ですが運用出来ており、ケースとしては多くないものと考えられるため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないです。	0220514	分類1	分類1であるため、3年の経過措置で実装することとし、標準仕様書の見直しは行いません。

経過措置対応（残存機能）

33 件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの

【分類2】要件上の疑義によるもの

【分類3】事務運用の変更が間に合わなかったもの

【分類4】自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの

【分類5】その他

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の疑義によるもの
【分類3】その他

ベンダからの基本情報				残存機能			事務局整理	
No.	業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由	分類	対応方針（案）
1	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市		請求日一括登録機能	補装具費の台帳情報で管理している「請求日」を一括登録する機能。	一括処理を行う際に使用しており、別機能の支払日を一括更新する際の検索条件に請求日を使用しているため、請求日を一括登録できない場合、支払日の一括更新処理が困難となる。 他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	分類5	請求日は受給者（事業者）により異なるため、一括登録の必要性が低いと考えますので、3年の経過措置で削除することとし、標準仕様書の見直しは行いません。

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の疑義によるもの
【分類3】事務運用の変更が間に合わなかったもの
【分類4】自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの
【分類5】その他

経過措置対応（残存帳票）

126件

【分類2】要件上の疑義によるもの
【分類3】事務運用の変更が間に合わなかったもの
【分類4】自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの
【分類5】その他

No.	ベンダからの基本情報			残存帳票				事務局整理	
	業務名	自治体 区分	自治体との協議状況 等	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由	外部帳票/ 内部帳票	分類	対応方針（案）
1	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市		補装具費受給者一覧	対象業務の受給者の一覧を帳票として出力するための帳票。	対象者のリストを帳票で出力して確認に使用しているため削除が困難。 当該帳票は、出力機能を削除するにはプログラム改修が必要であり、また、十分なテストが必要となるため、令和7年度末までに間に合わない見込みである。	内部帳票	分類5	標準仕様書の「（6）外部帳票と内部帳票について」において、内部帳票はEUC機能での対応を原則としており、中項目の一覧管理機能として、一覧で確認できる機能やEUC機能で対応可能と考えますので、3年の経過措置で削除することとし、標準仕様書の見直しは行いません。

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の疑義によるもの
【分類3】事務運用の変更が間に合わなかったもの
【分類4】自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの
【分類5】その他